

新濃尾(二期)地区 現場技術その1業務
現 場 説 明 事 項

1. 一般事項

- (1) 入札に関する事項について
- 1) この業務の入札は、現場技術業務契約書案及び、この現場説明事項に記載する条件により東海農政局競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）に従って行うものとする。
 - 2) この業務の入札に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - 3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 細部事項

- (1) 業務概要（特別仕様書に示すとおり）
- (2) 業務仕様書（現場技術業務共通仕様書、特別仕様書）
- (3) 契約に係る事項
- 1) 本業務に係る設計業務費は、「現場技術業務の実施要領等について（平成14年2月6日付13農振第2788号農村振興局長通知）」に基づき、新たな積算手法によって算定している。
 - 2) 特別仕様書第11条に示す履行期間における現場技術員の歩掛は、現場技術員(C)220人(343日×0.64)を考えており、歩掛は、令和7年1月時点の技術者基準日額により算出したものである。
なお、これについては、特別仕様書第9条に示す業務の内容及び同第11条に示す履行期間に変更がない限り変更の対象としない。
 - 3) 特別仕様書第13条に示す打合せに係る歩掛は、技師A3.0人を考えている。
初回及び最終回は対面を想定しており、管理技術者の交通費はライトバン（名古屋～一宮市、L=21km）を考えている。また、中間打合せはWebを想定している。
 - 4) 現場技術員は通勤で業務を行うことを考えており、交通費は計上していない。
 - 5) 特別仕様書第11条に示す履行期間における外業は、令和7年4月16日から令和8年3月24日までの間で30日を考えている。現場経費はライトバン（事業所～現場 L=17km）を考えている。
なお、特別仕様書第11条に示す履行期間及び同第9条に示す業務の内容に変更がない限り変更の対象としない。
 - 6) 特別仕様書第11条に示す履行期間については、業務内容や実施状況により延長する場合がある。
 - 7) 管理技術者及び現場技術員は、契約締結日において他社から出向していない者とし、契約締結後に監督職員が健康保険証等の公的機関が発行した証明等の写しにより確認を行う。
 - 8) 本業務の実施に当たり使用するパソコンのソフトは次のとおり考えている。なお、詳細な仕様については、監督職員が指示する。

区分	使用ソフト
ワープロソフト	MS Word
表計算ソフト	MS Excel
図面作成ソフト	Bigvan al-Nil CAD 又は AUTO CAD
閲覧ソフト	Acrobat、DocuWorks

- 9) 本業務にて使用する駐車場は、事業所敷地内とし、駐車場費用は計上していない。

3. 質 疑

現場説明事項に関する質問は、入札説明書の8に準じて取扱う。